

各都道府県介護保険担当課（室）

各保険者介護保険担当課（室） 御中

← 厚生労働省 老健局 介護保険計画課、老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

- ・「介護給付費請求書等の記載要領について」等の一部改正について
- ・「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について」の一部改正について

計10枚（本紙を除く）

Vol.322

平成25年3月28日

厚生労働省老健局介護保険計画課、老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますようよろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111 介護保険計画課（内線2164）
FAX：03-3503-2167 老人保健課（内線3949）

老介発0327第1号
老老発0327第1号
平成25年3月27日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局介護保険計画課長

老人保健課長

「介護給付費請求書等の記載要領について」等の一部改正について

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）の規定に基づき、平成25年4月1日から障害者自立支援法（平成17年法律第123号）の題名が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改められることに伴い、「介護給付費請求書等の記載要領について」（平成13年11月16日老老発第31号）及び「公費負担医療等に関する費用に関して国民健康保険団体連合会が行う審査支払に係る委託契約について」（平成12年4月20日老介第3号）を別添のとおり改正し、平成25年4月1日から適用することとしたので、御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）及び国民健康保険団体連合会、関係者等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようにされたい。

「介護給付費請求書等の記載要領について」（平成13年11月16日老老発第31号）の新旧対照表

改正後								現行							
(略)								(略)							
別紙 (略)								別紙 (略)							
別表 2 (略)								別表 2 (略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
2	<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> （平成十七年法律第百二十三号）「通院医療」	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	2	<u>障害者自立支援法</u> （平成十七年法律第百二十三号）「通院医療」	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
3	<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> 「更生医療」	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	3	<u>障害者自立支援法</u> 「更生医療」	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)								(略)							

「公費負担医療等に関する費用に関して国民健康保険団体連合会が行う審査支払に係る委託契約について」（平成12年4月20日老介第3号）の新旧対照表

改正後			現 行		
(略)			(略)		
別紙1 契約書例 (略)			別紙1 契約書例 (略)		
別表一（第一条関係）			別表一（第一条関係）		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十八条第一項の自立支援医療の給付（ <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第一条第二号</u> に規定する更正医療に係るものに限る。）	(略)	(略)	一 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十八条第一項の自立支援医療の給付（ <u>障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第一条第二号</u> に規定する更正医療に係るものに限る。）	(略)	(略)
二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十八条第一項の自立支援医療の給付（ <u>障害者の日常</u>	(略)	(略)	二 障害者自立支援法第五十八条第一項の自立支援医療の給付（ <u>障害者自立支援法施行令第一条第三号</u> に規定する精神通院	(略)	(略)

生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条第三号に規定する精神通院医療に係るものに限る。)		
(略)	(略)	(略)

医療に係るものに限る。)		
(略)	(略)	(略)

「公費負担医療等に関する費用に関して国民健康保険団体連合会が行う審査支払に係る委託契約について」（平成12年4月20日老介第3号）（抄）（改正後全文）

別紙1 契約書例

介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令（平成十二年厚生省令第二十号。以下「請求省令」という。）第一条第二項（第五号を除く。）に規定する公費負担医療等に関する費用の審査及び支払に関して、〇〇都（道府県）知事並びに別表二、別表三、別表四及び別表五に掲げる市町村長（以下「甲」という。）と国民健康保険団体連合会（以下「乙」という。）の間に、次のとおり契約を締結する。

第一条 乙は、別表一上欄に掲げる公費負担医療等に関して、同表の中欄に掲げる委託を行う者の区分に応じて、同表の下欄に掲げる事務を引き受けるものとする。

第二条 乙は、公費負担医療等を担当する機関（以下「公費負担医療等担当機関」という。）から請求省令第三条第一項に定める期日までに請求が行われた事項についてその内容を審査し、審査が終わった日の属する月の翌月末日までに公費負担医療等担当機関に対して報酬（別表上欄に掲げる公費負担医療等の費用に関して公費負担医療等担当機関に支払うべき費用をいう。以下同じ。）の支払いを完了するものとする。

第三条 乙は、第二条に規定する審査が終了したときは、甲に対して所定の書類を添えて、請求の審査が終わった日の属する月の翌月〇〇日までに公費負担医療等担当機関に対する報酬の払込みを請求するものとする。

2 前項の請求を受けた甲は、審査が終了した日の属する月の翌月の〇〇日までに当該報酬の支払いに要する額を乙に払い込まなければならないものとする。

（第三条に代えて次の条文を定めることができる。）

第三条 甲は、別表一上欄第〇項、第〇項及び第〇項の費用に関し、乙の請求に基づいて第二条の規定に基づいて公費負担医療等担当機関に支払う報酬の概ね一ヶ月半分に相当すると認められる額を、審査が終わった日の属する月の〇日までに乙に対して概算交付を行うものとする。

第四条 乙は、第二条の規定によって支払いを完了したときは、審査が終わった日の属する月の翌月の〇日まで精算書のほか所定の書類を作成し、甲へ送付し、精算を完了するものとする。

第四条 乙は、別表一上欄に掲げる公費負担医療等に関する費用の審査を終了したときは、審査の終了した日の属する月の翌月の〇日までに所定の書類を添えて〇〇都（道府県）知事（別表一上欄第九項に掲げる費用については、市町村長とする。次項及び次条において同じ。）に審査結果について報告するものとする。

2 〇〇都（道府県）知事が前項の規定により乙より報告を受けたときは、審査結果を検討して報酬の額の決定を行った上、その月の〇日までに乙に通知するものとする。

第五条 〇〇都（道府県）知事が前条第一項の規定によって決定を行った結果乙が公費負担医療等担当機関に対して支払った報酬に過誤を生じたときは、その過誤額は、乙が翌月以降において整理を行うものとする。

第六条 甲は、乙の審査及び支払事務の執行に要する費用に充てるため、審査した請求明細書（これに相当する電子情報又は記録事項を含む。）一件につき95円を乗じて得た額を審査が終わった日の属する月の翌月の〇〇日までに乙に支払うものとする。

ただし、別表一第一項及び第三項に掲げる費用については、報酬の審査を委託する都道府県知事と支払を委託する同表第一項及び第三項中欄口に掲げる市町村長が各々半額ずつ支払うものとする。

第七条 甲は、乙に対して、帳簿書類の閲覧及び説明を求め、並びに報告を徴することができる。

第八条 この契約の当事者のいずれか一方においてこの契約による義務を履行せず、事業遂行に著しく支障を来し、又は来すおそれがあると認めるときは、対応する相手方は、三か月間の予告期間をもって、この契約を解除することができる。

第九条 この契約の有効期間は平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

第十条 この契約の有効期間の終了一か月前までに、契約当事者のいずれか一方より何らかの意思表示をしないときは、終期の翌日において向こう一か年間順次契約を更新したものとみなす。

以上の契約の確定を証するため、本書二通を作成し、双方署名押印のうえ各一通を所持するものとする。

なお、〇〇都（道府県）知事は、別表二、別表三、別表四及び別表五に掲げる市町村長から、本契約に関する委任を受けているものであること。

平成 年 月 日

〇〇都（道府県）知事 氏 名 印

〇〇都（道府県）国民健康保険団体連合会
理事長 氏 名 印

別表一（第一条関係）

公費負担医療等の種類	委託を行う者	委託事務の範囲
一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五十八条第一項の自立支援医療の給付（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第一条第二号に規定する更正医療に係るものに限る。）	イ 都道府県知事 ロ 指定都市及び中核市を除く市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）	イにあつては、報酬の審査とし、ロにあつては、報酬の支払とする。
二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十八条第一項の自立支援医療の給付（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条第三号に規定する精神通院医療に係るものに限る。）	都道府県知事	報酬の審査及び支払
三 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第十五条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の介護扶助又は介護支援給付	イ 都道府県知事 ロ 指定都市・中核市を除く福祉事務所設置市町村長	イにあつては、ロに掲げる市町村長以外の市町村に係る報酬の審査及び支払並びにロに掲げる市町村長の報酬の審査とし、ロにあつては、報酬の支払とする。
四 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第三十七条の二第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付	イ 都道府県知事 ロ 指定都市・中核市を除く保健所設置市長	イにあつては、ロに掲げる市以外の市町村に係る報酬の審査及び支払とし、ロにあつては、報酬の審査及び支払とする。
五 昭和四十八年四月十七日衛発第二百四十二号厚生省公衆衛生局長通知「特定疾患治療研究事業について」による治療研究に係る医療の給付	都道府県知事	報酬の審査及び支払
六 平成元年七月二十四日健医発第八百九十六号厚生省保健医療局長通知「先天性血液凝固因子障害等治療研究事業について」による治療研究に係る医療の給付	都道府県知事	報酬の審査及び支払
七 平成十二年三月十七日健医発第四百七十五号厚生省保健	都道府県知事	報酬の審査及び支払

<p>医療局長通知「原爆被爆者の訪問介護利用者負担に対する助成事業について」による介護の給付</p>		
<p>八 平成十二年三月十七日健医発第四百七十六号厚生省保健医療局長通知「原爆被爆者の介護保険等利用者負担に対する助成事業について」による介護の給付</p>	<p>都道府県知事</p>	<p>報酬の審査及び支払</p>
<p>九 介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令第一条第二項第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療又は介護に関する給付(平成十二年厚生省告示第五十六号)第八号において厚生労働大臣が定める指定訪問介護に係る介護の給付</p>	<p>市町村</p>	<p>報酬の審査及び支払</p>

老発0327第5号
平成25年3月27日

各都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長

「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の
軽減制度の実施について」の一部改正について

標記措置の実施については、従来からご配慮いただいているところであるが、今般、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）の規定に基づき、平成25年4月1日から障害者自立支援法（平成17年法律第123号）の題名が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改められることに伴い、「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について」（平成12年5月1日老発第474号）の一部を別添のとおり改正し、平成25年4月1日から適用することとしたので、御了知の上、管内市町村に対して周知徹底を図るとともに、本事業の円滑な実施についてご協力をお願いしたい。

○ 低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について（平成12年5月1日老発第474号厚生省老人保健福祉局長通知）（抄）

（変更点は下線部）

改正案	現 行
<p>(別添2) 障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業実施要綱</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 実施方法</p> <p>(1) 本事業の対象者は、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>によるホームヘルプサービスの利用において境界層該当として定率負担額が0円となっている者であって、平成18年4月1日以降に次のいずれかに該当することとなったものとする。</p> <p>(ア) 65歳到達以前のおおむね1年間に障害者施策によるホームヘルプサービス（居宅介護のうち身体介護及び家事援助をいう。）を利用していただ者であって、65歳に到達したことで介護保険の対象者となったもの。</p> <p>(イ) 特定疾病によって生じた身体上又は精神上的の障害が原因で、要介護又は要支援の状態となった40歳から64歳までの者。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>4 留意事項</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 対象者の所得状況の確認については、毎年7月に所得確認又は、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>における境界層該当の確認等必要な認定を行うものとする。なお、いったん本軽減措置事業の対象外となった者については、翌年度以降も本事業の対象とはしないものとする。</p>	<p>(別添2) 障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業実施要綱</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 実施方法</p> <p>(1) 本事業の対象者は、<u>障害者自立支援法</u>によるホームヘルプサービスの利用において境界層該当として定率負担額が0円となっている者であって、平成18年4月1日以降に次のいずれかに該当することとなったものとする。</p> <p>(ア) 65歳到達以前のおおむね1年間に障害者施策によるホームヘルプサービス（居宅介護のうち身体介護及び家事援助をいう。）を利用していただ者であって、65歳に到達したことで介護保険の対象者となったもの。</p> <p>(イ) 特定疾病によって生じた身体上又は精神上的の障害が原因で、要介護又は要支援の状態となった40歳から64歳までの者。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>4 留意事項</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 対象者の所得状況の確認については、毎年7月に所得確認又は、<u>障害者自立支援法</u>における境界層該当の確認等必要な認定を行うものとする。なお、いったん本軽減措置事業の対象外となった者については、翌年度以降も本事業の対象とはしないものとする。</p>